

令和8年度 信濃町ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、信濃町（以下「当町」という。）のふるさと納税に係る業務（寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の受発注、配送管理、事業者及び返礼品の新規登録等）の効率化を図るとともに、当町の取組に共感・応援してくださる寄附者を増やし、当町の魅力発信及び地域産業の活性化、ふるさと納税制度を活用した歳入確保を図るために必要な業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

（1）業務名

令和8年度 信濃町ふるさと納税支援業務委託

（2）業務内容

別紙「令和8年度 信濃町ふるさと納税支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

令和8年6月1日（予定）から令和9年3月31日まで

※契約締結日は令和8年5月下旬を想定しているが、当該契約締結日から履行開始日の前日までは業務開始に向けた準備期間とし、これに係る委託料は発生しないものとする。なお、準備期間中に発生する費用については、受託者が負担することとする。

3. 提案限度額

以下（1）の寄附受入金額の6%以内（消費税及び地方消費税を除く）

（1）ポータルサイト楽天、委託期間中に開始予定の『Amazon ふるさと納税』経由の寄附であって、返礼品の提供がある寄附の受入金額

※ 想定寄附額は3,300万円（想定件数1800件）、として見積額を算定すること。

※ 委託料は寄附額に対する単価契約とし、返礼品の調達経費や返礼品の配送経費は含めないものとする。

※ 上記以外に、当町に負担が発生する経費があれば付記すること。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

① 法人格を有している者であること。

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続きを開始後、裁判所の再生計画認可の決定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑤ 信濃町管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑧ 現在地方公共団体より受託している業務のうち、本件と同程度のふるさと納税支援業務を一括して受託していること。
- ⑨ 商品企画・開発を行い、かつ自社内で返礼品の開発および製造機能を有していること。
- ⑩ 返礼品提供事業者として参画が可能であること。

5. 選考スケジュール手続き日程

手続き	日程
(1) 実施要領等の公表	令和8年4月13日(月)
(2) 質問受付期限	令和8年4月20日(月) 午後5時まで
(3) 質問回答	令和8年4月22日(水)
(4) 参加意思表明書提出期限	令和8年4月30日(木)午後5時まで
(5) 提案書等提出期限	令和8年5月11日(月)午後5時まで
(6) 一次審査（書類審査）結果通知 ※応募が5者以上の場合	令和8年5月15日(金)
(7) 選定審査日(プレゼンテーション)	令和8年5月22日(金)
(8) 審査結果公表	令和8年5月下旬
(9) 契約締結	令和8年5月下旬

6. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問受付方法

質問書(任意様式)を電子メールにて提出すること。但し、審査に関する質問には応じない。
(メール件名に「信濃町ふるさと納税支援業務委託に関する質問」と付記すること。)

(2) 質問受付期限

令和8年4月20日(月) 午後5時まで

(3) 質問回答方法及び期限

質問への回答は、令和8年4月22日(水)までに電子メールにて質問者のみに通知する。但し、質問の回答がすべての参加表明者に必要と認められる場合には、すべての参加表明者に対して通知する。

(4) 提出先

信濃町総務課まちづくり企画係

電子メール：kikaku@town.shinano.lg.jp

7. 参加意思表明書の提出について

(1) 提出期限

令和8年4月30日(木)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールによる

(3) 提出先

信濃町総務課まちづくり企画係

電子メール：kikaku@town.shinano.lg.jp

(4) 提出書類

- ① 参加表明書 (様式1)
 - ② 会社概要書 (様式2)
 - ③ 業務経歴書 (様式3)
 - ④ 印鑑証明書 (受付日前3か月以内に発行されたもの)
 - ⑤ 商業登記簿謄本 (受付日前3か月以内に発行されたもの)
 - ⑥ 納税証明書 (直近1年の法人税、消費税(地方消費税))
 - ⑦ 財務諸表 (最新決算年度のもの、写し可)
- ※④～⑦は当町入札参加資格者名簿への登録がない場合に提出

(5) 提出部数1部

※参加意思表明書の提出がない場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。

8. 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールによる

(3) 提出先

信濃町総務課まちづくり企画係

電子メール：kikaku@town.shinano.lg.jp

(4) 提出書類

- ① 会社概要書（様式2）※再提出
- ② 業務経歴書（様式3）※再提出
- ③ 提案書（様式4）
- ④ 企画提案書本体（任意様式）
- ⑤ 業務の実施体制及び安全管理体制（様式5）
- ⑥ 自社所有の製造工場（所在地、出荷実績等）の状況（任意様式）
- ⑦ 見積書（任意様式）

※別表の採点基準の項目が確認できるよう、できるだけ分かりやすく、簡潔にまとめ記載すること。

9. 選考方法及び選考基準

(1) 選考方法

受託者は、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーションによる審査にて選考する。ただし、応募業者が1者のみの場合は、4、7の(4)及び8の(4)に規定する参加要件等を充足していることが確認できれば審査委員会において協議し受託者を選定する。

(2) 審査委員会について

町は、受託者を決定するため、信濃町ふるさと納税支援業務受託者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(3) 一次審査（書類審査）について

応募事業者が5者以上の場合に、提案書等にて書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）対象事業者4者を選考する。応募事業者が4者以内だった場合は実施しない。一次審査結果については、5月15日（金）までにメールにて通知する。

（4）二次審査（プレゼンテーション）

① 実施日時・場所

令和8年5月22日(金) 信濃町役場

② 方法

オンライン会議ツール（Zoom等）

※詳細は別途通知する。

③ 審査方法

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行う。

④ 審査の順番

プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。

⑤ 実施方法

参加者によるプレゼンテーション（20分以内）及び審査委員によるヒアリング（10分程度）の所要時間30分とし、1参加者あたり3名まで出席を認める。

10. 審査結果の通知について

- ① 審査結果については、電子メールで通知する。
- ② 審査結果についての異議申し立ては、受理しない。
- ③ 選定に係る経過については、一切公表しない。

11. 留意事項

- ① プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。提出後の提案書等の修正差し替えはできない。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加の取消し、契約決定の取消し等を行うことがある。
- ③ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、当町が本プロポーザルに関する報告、公表等のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ず提出書類の内容を無償で使用する事ができる。
- ④ 提案書に必要な著作権の手続きは、各プロポーザル参加者にて行うものとする。
- ⑤ 提出書類については返却しない。
- ⑥ 提出された書類等は、提出者に無断で本提案公募以外に使用しない。ただし、信濃町公文書公開条例に基づく公開請求があった場合において、当該条例の規定に基づき、契約を締結した者については、その全てを、その他の者については、必要に応じて提案書のみを公開

するものとする。

12. 問い合わせ及び提出先

(事務局) 信濃町総務課まちづくり企画係

〒389-1392 長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2

信濃町総務課まちづくり企画係

電話：026-255-1007 電子メール：kikaku@town.shinano.lg.jp